

回 答 書

(被保護者就労支援事業)

	質 問 内 容	回 答
1	<p>①仕様書 1 ページ項目4「業務時間」において、月 195 時間(年間 2,340 時間)とされていますが、当該時間は従事者1名分の業務時間を想定しているものかご教示ください。</p> <p>②また、この時間には対象者への面談・訪問支援のほか、記録作成、関係機関との連絡調整、移動時間等も含まれる認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>①従事者1名分の想定ではなく、例えば、各福祉事務所等毎に1名(計3名)の従事者を配置する場合、1月あたり、東讃保健福祉事務所 45 時間、小豆総合事務所 45 時間、中讃保健福祉事務所 105 時間を基準として、3名の合計業務時間が月 195 時間であれば差し支えありません。</p> <p>②お見込みのとおりです。</p> <p>なお移動時間について、業務場所から支援対象者宅やハローワーク等への移動に要する時間は勤務時間に含みますが、従事者宅から業務場所への移動に要する、いわゆる通勤時間はこれに含みません。</p>
2	<p>仕様書1ページ項目5「委託業務内容」において、対象者の自宅や関係機関での面談が記載されていますが、1名あたりの面談・訪問支援の実施頻度について、県として想定している標準的な面談時間や回数の目安があればご教示ください。</p>	<p>面談の実施頻度については、仕様書1ページ項目5「委託業務内容」に記載のとおり、「毎月1回以上」としています。</p> <p>面談時間については、対象者の就労意欲、職歴、生活歴、性格等により、その時々で必要な支援が様々であることから、特段目安は設定していませんが、仕様書1ページ項目5「委託業務内容」に記載の支援(求人情報の情報提供、履歴書の作成、就職面接場面での作法及び資格取得等に関する助言・指導、就労意欲の喚起、ハローワークでの就労活動への同行等)を行うために必要な時間で実施をお願いします。</p>
3	<p>仕様書2ページ項目8「その他」(2)において、従事者を配置することとされていますが、</p> <p>①非常勤職員の配置は可能か</p> <p>②他事業との兼務は可能か</p> <p>についてご教示ください。</p>	<p>①及び②</p> <p>従事者については、仕様書2ページ項目8「その他」(2)に記載の「就労支援又は労務管理に関して実務経験を有する者」であって、仕様書1ページ項目4「業務時間」を満たす限りにおいて可能です。</p>
4	<p>仕様書2ページ項目8「その他」(6)において、業務に必要な自動車は受託者において準備することとされていますが、対象地域内の移動に係る交通費や旅費については委託費に含めて積算する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
5	<p>本業務について、前年度の支援対象者数及び支援実施件数の実績があればご教示ください。</p>	<p>令和6年度の実績は以下のとおりです。</p> <p>支援対象者数:計 106 名(東讃 21 名、小豆 21 名、中讃 64 名)</p> <p>支援実績件数:計 63 名(東讃 16 名、小豆 21 名、中讃 26 名)</p>